

取引業者のプライバシーに関する基準

1. 目的

本取引業者のプライバシーに関する基準（または「本基準」という。）は、取引業者がリリーのために処理する個人情報の秘密保持およびプライバシー要件を定めている。その目的は、取引業者による処理が、適用されるプライバシーおよびデータ保護に関する法律を全世界において遵守する事、ならびに、イーライリリーのグローバル・プライバシー・プログラムの要件に準拠する事を、徹底することである。

2. 定義

本基準において、太字で表記した用語は、定義された用語であり、下記に定義する他、本基準中において適宜定義する。

(a) 「本契約」とは、取引業者がリリーに代わり実施する個人情報の処理を含む業務を実施する際の基準となる、取引業者とリリー間の契約全体を意味する。

(b) 「適用法」とは、制定法、法、条約、規則、規約、条例、規制、許可、解釈、認証、判決、命令、差止命令、令状、指令、召喚令状、または政府機関の類似の措置であって、文脈により、以下に適用されるものを意味する。(i)本契約および本基準、(ii)本契約に関する義務の履行その他の行為、ならびに(iii)一方当事者、一方当事者の関係会社（もしあれば）、当事者の下請業者（もしあれば）またはそれらの代表者。適用法は以下を含む。A) 1996年医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA法）、B) 経済的および臨床的健全性のための医療情報技術（HITECH）に関する法律、HIPAAのプライバシーとセキュリティ・ルールの規則、HITECH法および遺伝情報差別禁止法に基づくHIPAAプライバシー、セキュリティ、執行および違反通知ルールに対する修正（「総括的最終規則」）、ならびにHIPAA法およびHITECH法のすべての修正および追加の規則（総称して「HIPAA」）、C) 個人データの処理に係る自然人の保護と当該データの自由な移動、ならびに95/46/EC指令（一般的データ保護規則）の廃止に関する2016年4月27日付けの欧州議会および欧州委員会規則（EU）2016/679、および、任意のEU加盟国により、その権限に基づき、制定された、実施、派生、または関連する国の法令、規則、または規定、並びに、適用可能となった場合は欧州一般データ保護規則（規則（EU）2016/679）のことをいう。

(c) 「同意」とは、自身の個人情報の処理について、情報提供を受けた上で、当該処理に対する合意を言明または明確な積極的行動により示す、個人による自発的かつ具体的な意思表示を指す。

(d) 「データ移転プログラム」とは、EU-米国間プライバシーシールド、スイス-米国間プライバシーシールドなど、欧州経済領域（「EEA」）またはスイスから米国に個人情報を合法的に移転するためのフレームワークを意味する。

(e) 「EU-米国間プライバシーシールド」とは、2016年2月2日に合意され、2016年7月12日、欧州委員会実施決定C(2016)4176により正式採択されたプライバシー原則のEU-米国間のフレームワークを指す。

(f) 「個人情報」とは、リリーおよび/もしくはその関連会社が提供するか、またはリリーおよび/もしくはその関連会社のために取引業者が収集する情報であって、特定されたまたは特定可能な自然人（「データ主体」）に関するすべての情報をいう。特定可能な自然人とは、特に名前、識別番号、位置情報、オンラインIDまたは当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化

取引業者のプライバシーに関する基準

的もしくは社会的特定に固有な1つ以上の要素を参照することにより、直接的または間接的に特定できる者をいう。**個人情報**は、あらゆる媒体または形態（コンピューター化された記録または電子記録および書面のファイルを含む）で存在しうる。**個人情報**は、以下を含む。(i) 姓、名もしくはイニシャル、(ii) 自宅住所その他実際の住所（市町村名および通り名を含む）、(iii) 電子メール・アドレスその他のオンライン連絡先（個人の電子メール・アドレスを記載したインスタント・メッセージのユーザー識別子またはツイッター等で使用する通称等）、(iv) 電話番号、(v) 社会保障番号、納税者番号、日本のマイナンバー（社会保障・税番号）、運転免許証番号、その他政府発行の識別番号等、(vi) 個人を識別するインターネット・プロトコル（「IP」）アドレスもしくはホスト名、(vii) 個人を識別する他の利用可能なデータと組み合わせる継続的に使われる識別子（「クッキー」に保存されている顧客番号もしくはプロセッサ・シリアル・ナンバー）、(viii) 生年月日もしくは治療日、または (ix) **個人情報**に由来する符号化データ。さらに、他の情報（症例報告書情報、臨床試験識別コード、個人的プロフィール情報、他の一意の識別子またはバイオメトリック情報を含むがこれらに限定されない）が**個人情報**に関連づけられるか、組み合わせられる場合、かかる情報も**個人情報**とみなされる。なお、仮名化された個人情報（追加情報がなければ個人を特定できない情報）も**個人情報**とみなされる。

(g) 「**個人情報の処理**」（または「**処理**」）は、自動的手段であるか否かを問わず、**個人情報**について行われる操作もしくは一連の操作（例えば、収集、記録、編成、保管、改作もしくは修正、検索、参考、使用、送信による開示、配付、構造化、制限もしくは提供、配置もしくは組み合わせ、遮断もしくは消去、または破棄）を意味する。

(h) 「**個人データ侵害**」とは、

- (i) 移転、保管あるいは他の方法で処理された個人情報の、偶発的な、あるいは不法な破壊、紛失、改変、認められていない開示となったり、個人情報へのアクセスを許してしまうセキュリティ侵害
- (ii) 適用法によって定義されている上記と実質的に同様の用語を意味する。

(i) 「**センシティブ（機微な）個人情報**」とは、**個人情報**の一部であり、その性質上、法またはリリーの方針により、追加的にプライバシーおよびセキュリティ保護を受けるに足るものとして分類されたものをいう。**センシティブ（機微な）個人情報**は、以下を含む。

- (i) 政府発行のすべての識別番号（米国の社会保障番号（SSN）、欧州連合の社会保障番号（SSN）、カナダの社会保険番号（SIN）、日本のマイナンバー（社会保障・税番号）、運転免許証番号および旅券番号を含む）。
- (ii) 金融口座番号（銀行口座番号、クレジットカード番号、その他により金融口座へのアクセスが可能になるような情報）。
- (iii) 個人の医療記録およびバイオメトリック情報（労働者または消費者の健康、身体障害、疾病または製品に対する関心に関する情報を含む）ならびに個人の健康に関するすべてのデータ。
- (iv) 直接的または間接的に、識別されたまたは識別可能な個人のものであると考えられる生物学的サンプル（組織、血液、尿その他のサンプル等）に由来する健康診断情報、健康情報または遺伝情報。
- (v) 個人の身元調査報告、および米国消費者報告機関から取得したもので、米国の公正信用報告法が適用される他のすべてのデータ。
- (vi) 人種、民族的背景、国籍、宗教、哲学的信条、労働組合の組合員資格の有無、政治的志向、性生活もしくは性的指向、犯罪歴、起訴もしくは有罪判決等の履歴または犯罪疑惑といった事項、を明らかにするデータ要素。

取引業者のプライバシーに関する基準

(vii) その他リリーがセンシティブ（機微な）個人情報に指定する個人情報。例えば（但し、限定されるわけではないが）、日本の個人情報保護法で定義され、規定されている「要配慮個人情報」は、センシティブ個人情報に含まれる。

(j) 「本サービス」とは、本契約に基づき取引業者がリリーのために行う特定の業務を意味する。

(k) 「スイス－米国間プライバシーシールド」とは、2017年1月11日にスイス連邦議会により承認された、スイスから米国へ転送される個人データの十分な保護を規定するプライバシー原則のスイス－米国間枠組みを指す。

3. 一般的義務

(a) 本契約に基づく取引業者のすべての義務は、本基準の要件（性質上類似するものを含む）に追加されるものである。取引業者は、リリーのためおよびリリーの書面による指示に従って本サービスを履行する以外のいかなる目的にも、個人情報の処理を行わず、その他個人情報を使用しないものとする。その処理等には、第三国や国際的な組織への個人情報の移転に関する事も含む。目的外の処理等は、取引業者が対象となっている適用法によって要求されない限り、行ってはならない。法の要求に基づき処理する場合は、その法が公益上の重要な理由に基づき通知を禁止しない限り、取引業者が処理する前に、取引業者はリリーに法律上要求されている旨を通知する。本基準の要件を完全に遵守すると、本契約に基づく他の義務を履行することができないと取引業者が信ずる場合、取引業者は、直ちにリリーに通知し、矛盾が解消されるまで、本基準に違反するようないかなる行為にも着手しないものとする。

(b) 適切な間隔において、あるいはリリーからの要求に基づき、取引業者はプライバシーポリシーと手順書の写しをリリーに提供するものとする。

(c) 取引業者は、以下の場合は直ちに（24時間以内に）書面でリリーに通知する。

(i) データ主体である（またはデータ主体であると主張する）個人から、取引業者が受領した、個人情報の閲覧を求める要請、当該個人情報の処理を中止もしくは開始しないことを求める要請、またはデータ主体から当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を受けた場合。

(ii) 構造化された、一般的に使用されるコンピュータが読み取り可能な形式で個人情報の開示を受ける要請、および／またはデータ主体から取引業者が受領した個人情報を第三者へ移転してもらいたい旨の要請を受けた場合。

(iii) 適用法の下で権利を行使するデータ主体による他の要請を受けた場合。

(iv) 取引業者が受領した個人情報について、政府職員（データ保護機関または法執行機関を含む）から閲覧を求める要請、当該個人情報の処理を中止するもしくは開始しないことを求める要請、または政府職員から当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を受けた場合。

(v) 取引業者が受領した個人情報の処理に関して照会、請求または苦情を受けた場合。

(vi) リリーの従業員その他第三者から受領した個人情報に関するその他の要請を受けた場合。ただし、本契約に記載されている要請、かかる個人情報の処理を中止するもしくは開始しないことを求める要請、または当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を除く。（以下、上記の各要請を「プライバシーに関する要請」という。）

取引業者のプライバシーに関する基準

データ主体であると主張する個人からの**プライバシーに関する要請**を受領した場合は、取引業者は合理的な努力を尽くし、当該個人が**データ主体**であるか否かを確認する。

適用法に基づき**取引業者**に開示を強制する召喚令状または類似の法的文書により政府機関又は第三者から要請を受けた場合を除き、**取引業者**は、**本契約**によりまたはリリーの書面により明示的に許可されない限り、**プライバシーに関する要請**に応じることが許可されないことを了解する。

適用法で認められる最大の範囲で、**取引業者**は、自己の費用負担で、直ちにかかる**プライバシーに関する要請**をリリーに開示し、リリーが合理的に要請するすべての支援を提供し、**プライバシーに関する要請**への対応につきリリーの指示に従う。リリーが**プライバシーに関する要請**を受けた場合、リリーの要請に応じて、**取引業者**は直ちにリリーにすべての情報を提供し、リリーが合理的に要請する支援を提供すると共に、かかる**プライバシーに関する要請**につきリリーの合理的な指示に従う。

(d) **取引業者**は、**本基準**の違反になりうると認知した**個人データ侵害**あるいは**個人情報**の使用や開示に関する通報について、直ちに徹底した調査を実施する。**個人データ侵害**や重大な**本基準**違反の疑いを発見した場合、**取引業者**は速やかに（24時間以内に）リリー（privacy@lilly.com）に通知する。さらに上記に関連して、**取引業者**は潜在的損害を軽減するためリリーを合理的範囲で支援し、根本的原因を分析し、さらにリリーの要請に応じて分析結果および是正計画をリリーと共有する。**取引業者**は、**個人データ侵害**や**本基準**違反への対応にかかる全費用（調査実施費用、消費者に対する通知費用、法律上必要なその他の者への通知費用、あるいは米国の Payment Card Industry Data Security Standard によって求められる対象者への通知費用、一年間の信用モニターを消費者に提供する費用、消費者、規制担当者及びメディアからの問合せへの対応費用を含む）を負担する。

(e) 契約した**本サービス**を履行する際に**取引業者**が収集またはアクセスする**個人情報**は、**本サービス**を履行するためまたは法的要件を満たすために必要なものに限定されるものとする。**取引業者**は、**本契約**及び/又は個別発注書に記載した利用目的の達成に必要な限度に限り、**個人情報**の処理を行うものとする。当該利用目的の達成に必要な期間に限り、**個人情報**を保管するものとする。**取引業者**は、**本契約**の文書管理条項に従い、**個人情報**の完全性および通用性を確保するために適正な措置を講じるものとする。

(f) **本サービス**が**個人情報**を個人から直接（例えば、登録手続きまたはウェブページを通して）収集することを必要とする場合、**取引業者**は、各人に予め**個人情報**の利用に関する明瞭かつ明白で、簡潔、平明で、分かりやすくかつ容易に入手可能な通知（**個人情報**の利用目的を含むものとする）を行う。通知は、**本契約**の規定に沿ったものでなければならない。**本サービス**が、日本の個人情報保護法で定義され規定されている要配慮**個人情報**の収集を行う場合、**取引業者**は、予め本人の同意を得なければならない。**センシティブ（機微な）個人情報**の取得にあたって、別途特にリリーが要求した場合、又は**本契約**若しくは適用法で義務づけられている場合、**取引業者**は個人から同意を取得する。ただし、**取引業者**がウェブページその他の方法で使用条件、**プライバシー・ステートメント**その他の条項を個人に提示したとしても、**本基準**に基づく**取引業者**の義務もしくは権利または**取引業者**が**個人情報**を使用できる方法は一切変更されないものとする。

(g) **取引業者**は、国境を越えて**個人情報**を移転してはならず、**個人情報**への遠隔アクセスを従業員、関連会社、請負業者、サービス提供者その他第三者に許可してはならない。ただし、リリーが**取引業者**に提供する**処理**の指示書においてかかる国境を越える**個人情報**の移転または遠隔アクセスが明示的に許可されている場合、または当該移転もしくは遠隔アクセスについてリリーの事前の書面による同意を得ている場合はこの限りではない。**取引業者**は、リリーまたはその関連会社に適用される適

取引業者のプライバシーに関する基準

用法（EEA加盟国のいずれかおよびスイスのデータ保護法を含む）により必要となりうる遵守体制を整備し、実行することに同意し、**取引業者が個人情報**をかかるとする国から受け取る、またはかかる国に送付できるようにする。

上記事項に影響を及ぼすことなく、**取引業者**は、欧州委員会によって、適切なデータ保護を提供すると見なされていない国の国内で、**EEA加盟国**またはスイスから直接、**個人情報**を受け取る前に、以下を行わなければならない。

- (i) リリーまたはその関係会社と直ちに協力して、個人情報の **EEA** および／もしくはスイスから**取引業者**への移転または、場合により、取引業者による **EEA** および／もしくはスイスの個人情報への遠隔アクセスのすべてについて、欧州委員会によって規定された**標準契約条項（データ移転に関する EU 標準契約条項）**を正式に作成し、締結し、遵守する。または、
- (ii) 前記に拘わらず、**データ移転プログラム**で認定されている**取引業者**が、米国内で **EEA** 加盟国またはスイスから**個人情報**を受け取る場合、この**取引業者**は (a) 当該認定に、**本契約**で定められた**取引業者**による本サービス、および**個人情報**に対する意図された**処理**が含まれていること、(b) **取引業者**が**個人情報**を**処理**している期間、かかる**データ移転プログラム**において、**取引業者**が認定された状態であること、および (c) **取引業者**が**個人情報**を**処理**している期間、いかなる時でも、**取引業者**が認定を取り消された、または当該認定を失った、または何らかの理由で**データ移転プログラム**が効力を失った場合には、**取引業者**は前述の第(i)号に従うことを保証する。または、
- (iii) 何らかの理由で、**取引業者**が前述の第(i)号または第(ii)号を遵守できない場合、両当事者は、直ちに協力して、適切な代替の遵守方法を決定し実施するものとする。

すべての場合において、各当事者は、当該遵守方法の決定および維持に関して発生する自己の費用を負担するものとする。**EEA**またはスイスからのデータ移転について、当該国（またはその国の関連セクター）に関して発布されている**一般データ保護規則第45条**に基づく欧州委員会の肯定的十分性決定により、データ移転契約その他遵守方法が不必要になる、または**一般データ保護規則**が当該国において直接適用されるようになる場合、リリーおよび**取引業者**は、相互の書面合意により、データ移転契約その他遵守方法を終了または変更することができる。ただし、**取引業者**は、その十分性決定から利益を得るために必要とされる自己認証その他の必要な処置を最初に講じなければならない。

取引業者が、**EEA**またはスイスを出所とする**個人情報**をリリーまたは**データ移転プログラム**の認定を受けているリリーの米国関係法人から受け取った場合、**取引業者**は、かかる**個人情報**を、**データ移転プログラム**に適合した方法で、**データ移転プログラム**と同レベルで保護しつつ、**処理**しなければならない。**取引業者**が、理由の如何にかかわらず、合理的に履行したとしても、**データ移転プログラム**と同じレベルの保護を提供できないと判断した場合、**取引業者**は、直ちにかかる判断をリリーに書面で通知し、速やかにかかる**処理**を修正するか、それが不可能であれば、かかる**個人情報**のいかなる**処理**も中止しなければならない。

(h) リリーは通常、**取引業者**が**個人情報**の**処理**に下請業者に再委託することを許可するが、この場合、**取引業者**がリリーに対し、下請業者を追加したり入れ替える際に変更予定を通知することを条件とし、リリーはかかる変更に関する異議を唱え、**本契約**を解除する権利を留保する。下請業者には、**本契約**の下で**取引業者**が提供することになっている本サービスを履行するためにのみ**個人情報**を**処理**することが認められ、それ以外のいかなる目的でも**個人情報**を**処理**することは禁止される。下請業者に**個人情報**へのアクセス権を付与するに先立ち、**取引業者**は、かかる下請業者に**本契約**と同程度の保護条

取引業者のプライバシーに関する基準

件の遵守を義務づける契約書を交わさなければならない。取引業者は、下請業者の作為または不作為について、取引業者自身による作為または不作為の場合と同等に全面的な責任を負う。

取引業者による上記の条項 3(g) および/または 3(h) の違反は、取引業者による本契約の重大な違反とみなされ、リリーは、直ちに両当事者間の**本契約**を解除することができるものとする。リリーは、**本契約**を解除することを選択した場合、**取引業者**に通知を行うものとする（**本契約**に通知条項がある場合には、当該通知条項の定めに従い通知するものとする）。

(i) **本契約**の**取引業者**の義務に関する規定に影響を及ぼすことなく、**取引業者**は、リリーならびにリリーの関係会社および代表者に協力して、**個人情報**の**処理**に関する照会、請求および苦情に対応するものとする。

(j) **取引業者**は、すべての必要な許可をその従業員および承認された下請業者から確保して、リリーが、**本契約**を履行するために必要とするかかる個人の**個人情報**（リリーのシステムまたは施設にアクセスするために必要な情報、個別の実績測定基準の維持および類似する情報を含む）の**処理**ができるようにする。

(k) **本契約**にこれと異なる定めがあったとしても、(a) **本基準**により明示的に許可されているリリーによる行為は、リリーによる**本契約**の違反とならず、(b) 当該行為により**本契約**に基づく**取引業者**の履行が免除されることは一切ない。

4. 個人情報の秘密保持

(a) **取引業者**は、すべての**個人情報**を極秘に維持しなければならない。**取引業者**は、**本サービス**を履行するために**個人情報**にアクセスする必要がある、**個人情報**を秘密に保持する拘束力を有する義務を負う従業員および**取引業者**の社内で業務を行う請負業者のみに**個人情報**を提供する。**取引業者**は、リリーが書面により明示的に開示、送信または提供を許可しない限り、**個人情報**を第三者（下請業者を含む）に開示、送信または提供してはならない。いかなる場合も、**取引業者**は、下請取引業者または**取引業者**から委託されて処理する者が**本基準**に記載する条件（セキュリティおよびリリーの監査権に関する条項を含む）に書面で同意していない限り、**個人情報**（または他のリリーの情報）を下請取引業者または下請処理者に提供することはできない。

(b) **取引業者**がリリーのための**本サービス**の履行を中止する場合、**取引業者**は、リリーの選択に従い、すべての**個人情報**（**個人情報**を含む全ての写しおよび全ての媒体と共に）をリリーに返却するか、または全ての**個人情報**を安全に破棄し、その旨をリリーに証明する。

5. セキュリティ

(a) **取引業者**は、偶発的もしくは不法な破損、改変または無許可の開示もしくはアクセスから**個人情報**を保護するために、適切で実行可能な、技術的および組織的な方策を文書化し、実施してなければならない。**取引業者**は、安全手段の管理、システムおよび手順の有効性および耐性（レジリエンス）を定期的に試験し、その他監視する。**取引業者**は、**個人情報**のセキュリティ、秘密保持、可用性および完全性に対して合理的に予見できる内外のリスクを定期的に特定し、かかるリスクを制御するための安全手段が適切に講じられているよう徹底する（**個人情報**の仮名化および暗号化を含む）。**適用法**に従って、**取引業者**は、セキュリティ・プログラムの要件を遵守するために従業員および請負業者を監視するものとする。

取引業者のプライバシーに関する基準

(b) 取引業者は、本契約を遵守していることを証明するために、そして本契約に従って取引業者の個人情報の処理に関する適用法により求められているように、必要な全ての文書を保持するものとする。リリーの要請に応じて、取引業者は、そのデータ処理施設を、リリーの監査対象とするものとする。監査は、リリー（またはリリーが指定する独立検査会社）により実施されるものとする。取引業者は、取引業者の経費負担にて当該監査に十分に協力するものとする。当該監査により、取引業者のセキュリティ計画に重大な欠陥または弱点があることが明らかになったり、本契約違反が明らかになった場合、リリーは、かかる問題が解決されるまで取引業者への個人情報の送信を停止し、取引業者による当該個人情報の処理を停止させる権利を有するものとするが、これによりリリーの他の権利に影響を与えるものではない。さらに、取引業者のセキュリティプログラムにおける欠陥に対応する、あるいは違反を是正し再発を防止するため必要な変更を、取引業者は自己の経費と出費で直ちに実施する。

6. 法律の遵守

(a) 取引業者は、個人情報の処理のための法律上の要件および監督機関の要件について精通していなければならない。取引業者は、本サービスの為に処理を行うだけでなく、処理にあたり全ての適用法を遵守していなければならない。

(b) 取引業者は、政府機関、規制当局および監督当局への協力、ならびにデータ保護影響評価への協力を含め、顧客が適用法を遵守できるよう、直ちにリリーを支援し、協力する。

(c) 適用法により義務づけられている場合、取引業者はデータ保護責任者を任命し、同責任者の氏名および連絡先情報をリリーに連絡し、同責任者に変更があれば常にリリーに通知しなければならない。

7. EEA/スイス – 特定の条件

(a) 別途通知されない限り、取引業者は、第3(e)(i)条の下、標準契約条項に基づいて、EEA またはスイスから取引業者に（直接的または間接的に）移転された個人情報を処理する場合、欧州委員会によって規定され、当該個人情報に関して必要に応じて修正される標準契約条項（「データ移転に関するEU標準契約条項」を指す）に基づき「データ輸入者」（または該当する場合、その「下請処理業者」）に課される義務を遵守しなければならない。取引業者は、本基準を以て、標準契約条項に規定する該当する第三者受益権を、データ主体（下記(b)で定義する）に対して、付与する。

(b) データ主体またはその代理として行動する者が、標準契約条項の違反を理由にリリーまたはその関連会社に対して請求を提起する権利を有し、当該請求が取引業者の本契約および本基準に基づく処理業務に起因する場合、取引業者は、当該請求に起因または関連してリリーまたはその関連会社が被るすべての債務、費用、経費、損害および損失（全額補償ベースで算出される、直接、間接もしくは派生的損害、逸失利益、評判およびすべての利権の損失、罰金および訴訟費用ならびにその他すべての合理的な専門家の費用および経費を含む）について、リリーまたはその関連会社に補償するものとする。ただし、

(i) 取引業者は、合理的に可能な限り速やかに、当該請求について通知を受け、また

(ii) リリーまたは（場合により）その関連会社は、取引業者の書面による事前の同意（当該同意は、不合理に条件付け、保留または遅延されない）を得ずに、当該請求に関する責任の承認、合意または和解を行ってはならないものとする。ただし、当該請求を解決しなければ、何らかの重要な点において、自己に損害が及ぶとリリーまたはその関連会社が信じる場

取引業者のプライバシーに関する基準

合、リリーまたは当該関連会社は、（解決の条件を（法的に可能な範囲で）事前に書面で**取引業者**に通知した後、**取引業者**の同意を得ずに）当該請求を解決することができる。

(c) **取引業者**は、リリーまたはその関係会社の要請に応じて直ちに、別途リリーが指定する遵守書（「『取引業者のプライバシーに関する基準』の遵守について」と題する書面）の「欧州の個人情報を取扱う場合」の記入すべき箇所に記入し、リリーまたは要請元の関係会社（もしあれば）に返送するものとする。